

大口エクスポージャーの計測と
管理のための監督上の枠組に
関するルールテキストの公表

2014年4月

金融庁／日本銀行

大口エクスポージャー規制の概要

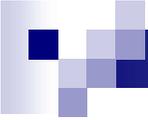
(1) 目的

- 単一の債務者グループへの信用集中を防ぎ、銀行の健全性を確保（自己資本比率規制の補完）。
- G-SIB間のリスクの伝播を軽減させることにより、金融システム全体の安定性を確保。

(2) 概要

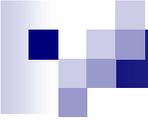
銀行が保有する特定の債務者グループに対するエクスポージャー	$\leq 25\%$
基準自己資本(Tier1)	G-SIB間取引は15%

- 与信者である「銀行」は、連結ベース。
- 「債務者グループ」は、債務者本人との「支配関係」又は「経済的相互依存関係」の有無という二つの基準によって判断。
- 原則、全てのエクスポージャーを規制の対象とする（貸出金のほか、コミットメントやデリバティブ取引等も対象）。但し、ソブリン（国債等）については規制を適用せず。銀行グループ内エクスポージャーは今回の検討の対象外。
- 規制上限は基準自己資本の25%。銀行がG-SIBである場合、別のG-SIBに対して有するエクスポージャーには、より厳格な上限（15%）を適用。
- 2019年1月1日より適用開始予定（経過措置は設けない）。



適用対象と大口エクスポージャーの定義・報告基準

- 自己資本比率規制と同様、国際的に活動する銀行が適用対象。同規制が適用されるレベル(銀行持株会社グループ、傘下の銀行サブグループ)でそれぞれ適用。
 - ✓ 本文書と異なる手法を用いる形で、当局が適用対象を拡大することも可能。
- 「基準自己資本(Tier1)の10%」以上のエクスポージャーを、「大口エクスポージャー」と定義。
- 以下に該当するエクスポージャーを当局に報告する必要。
 - ① 信用リスク削減効果(CRM)勘案後のエクスポージャーそれぞれについて、エクスポージャー額がTier1の10%以上にのぼるもの。
 - ② ①以外のエクスポージャーで、CRM勘案前のエクスポージャーそれぞれについて、エクスポージャー額がTier1の10%以上にのぼるもの。
 - ③ ①のCRM勘案後のエクスポージャーの数が20に満たない場合には、上位20先のエクスポージャー(Tier1に対する比率を問わない)。
 - ④ 規制適用除外となっているエクスポージャー(ソブリン<国債等>)で、CRM勘案後のエクスポージャーが「Tier1の10%」以上にのぼるもの。



債務者グループの合算範囲

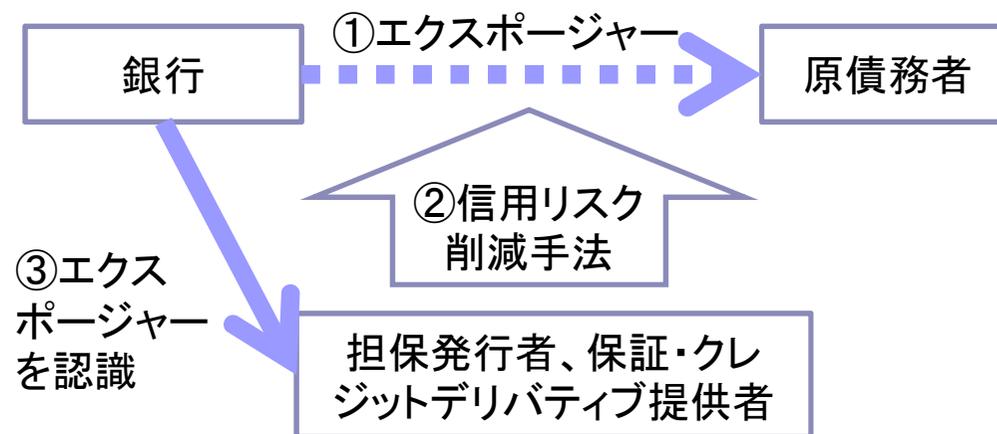
- 「債務者グループ」は、債務者本人との「支配関係」又は「経済的相互依存関係」がある者によって構成。
 - (a) 支配関係: ある事業体等が他の事業体等を(直接的又は間接的に)支配している関係。
 - ✓ 定量基準(50%超の議決権の保有)の他、定性基準(事業・人事等に対して重大な影響力を有する等)も勘案して判断。
 - (b) 経済的相互依存関係: ある事業体等が(特に資金調達や返済において)経済的困難に陥った結果、他の事業体等もまた資金調達や返済において困難に陥り得る関係。
 - ✓ 総収入または総支出の50%以上が特定の取引先から生じている等の定性基準によって判断。
 - ✓ 但し、経済的相互依存関係を検討するのは、単一の債務者に対するエクスポージャーがTier1の5%を超えた場合のみ(銀行の負担に考慮)。

エクスポージャーの計測

- 自己資本比率規制で定義される全エクスポージャーが大ロエクスポージャー規制の対象。
 - ✓ 既に自己資本控除の扱いを受けているエクスポージャーは、大ロエクスポージャー規制の対象とはならない。
- エクスポージャー額の定義は以下の通り。
 - ✓ 銀行勘定のオンバランスシート上の非デリバティブ資産：エクスポージャー額は会計上の計数によって決定。但し、個別引当金控除前の計数を使用することも可。
 - ✓ 銀行勘定およびトレーディング勘定の店頭デリバティブ（並びにカウンターパーティ信用リスクを有するその他の金融商品）：カウンターパーティ信用リスクエクスポージャーの計測に係る標準的手法（SA-CCR）を用いたデフォルト時エクスポージャー額を使用。
 - ✓ SFT（レポ取引等の証券金融）：バーゼル委が標準的手法の見直しにおいて新しい計測手法を考案するまで、自己資本比率規制上使用している計測方法と同一の手法を暫定的に利用可。新手法の考案後は当該手法に統一。
 - ✓ 銀行勘定のオフバランスシート項目のコミットメント：エクスポージャーの計測に使用される掛目（CCF）は、レバレッジ比率と同様、標準的手法のCCF（ただし10%を下限とする）を使用。

信用リスク削減手法(CRM)の認識(1/2)

- 大口エクスポージャー規制の下での信用リスク削減手法(金融資産担保、保証、クレジットデリバティブ)は、自己資本比率規制における標準的手法の要件と同じ。



- ✓ 自己資本比率規制で信用リスク削減手法(金融資産担保、保証、クレジットデリバティブ)を用いている場合は、大口エクスポージャー規制でも信用リスク削減手法を用いなければならない(選択的適用は不可)。
- ✓ 先進的手法の下でのみ認められる適格担保(個別債権や不動産など)は不可。
- 信用リスク削減手法(金融資産担保、保証、クレジットデリバティブ)を用いて原債務者へのエクスポージャー額を削減した場合、その削減額相当を信用リスク削減手法の提供者(金融資産担保発行者、保証・クレジットデリバティブの提供者)へのエクスポージャーとして認識しなければならない。
 - ✓ ソブリン(国債等)へのエクスポージャーをクレジットデリバティブを用いてヘッジしている場合は、ヘッジ相当額をクレジットデリバティブの提供者へのエクスポージャーとして認識しなければならない。



信用リスク削減手法(CRM)の認識(2/2)

- 自行預金：銀行が貸付や預金に関して法的強制力のあるマスター・ネットリング契約を締結する場合、相殺後の額をエクスポージャー額とすることができる(=オン・バランスシート・ネットリングが認められている)。
- マチュリティ・ミスマッチ：自己資本比率規制と同様の手法に従って調整。
 - ✓ ヘッジ手段の満期がヘッジ対象よりも短い場合には、マチュリティ・ミスマッチが発生する。この場合には、①ヘッジ手段の原契約のマチュリティが1年以上で、②ヘッジ手段のマチュリティの残存期間が3か月以上ある場合のみヘッジが認められる(自己資本比率規制における考え方と同様)。

トレーディング勘定の取扱い(1/2)

○ 規制の対象

- ✓ コモディティや通貨は大口エクスポージャー規制の対象外。

○ エクスポージャーの計測方法

- ✓ 現物資産(株式・債券)を保有する場合、市場価額をエクスポージャー額とする。
- ✓ 先物・先渡取引、スワップ、クレジット・デリバティブについては、自己資本比率規制と同様の手法でエクスポージャー額を計測する。
- ✓ オプション(コール、プット)については、原資産価格=0におけるオプション価値と、オプション・プレミアムとの差額をエクスポージャー額とする。
- ✓ ファンド等への投資については、「特定のエクスポージャーの取扱い:ファンドや証券化ビークル等へのエクスポージャー」を参照。

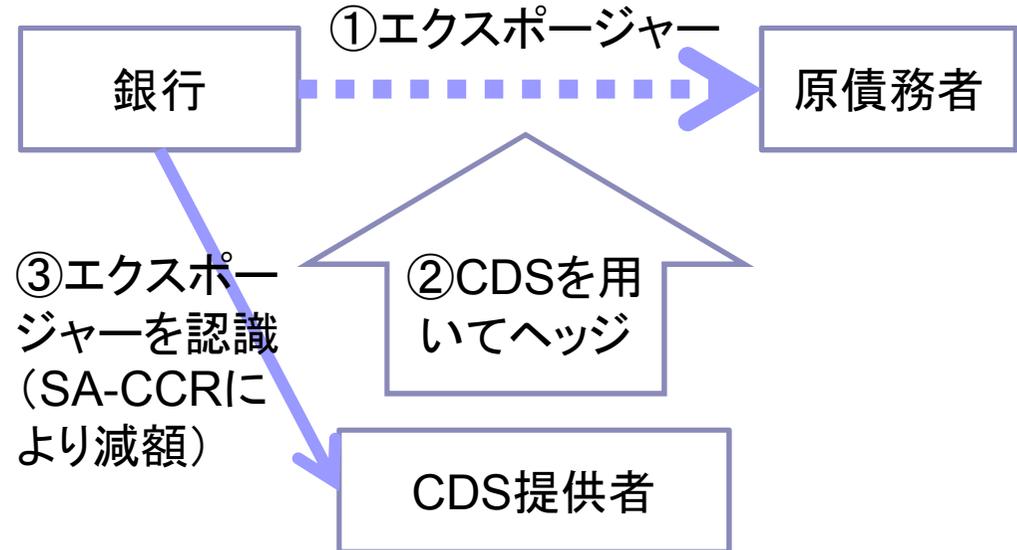
○ ポジションの相殺

- ✓ 銀行勘定とトレーディング勘定間のポジションの相殺は認めない。
- ✓ 同一発行者で、商品が同一(クーポン・通貨・満期が同じ)の場合は、ロング・ショート
のポジション相殺が可能。同一発行者で、商品が異なる場合は、ショート・ポジション
がロング・ポジションと同順位または劣後する場合に限り、両者の相殺が可能。

トレーディング勘定の取扱い(2/2)

○ ポジションの相殺(続き)

- ✓ クレジット・デリバティブを用いたヘッジに関して、ヘッジ手段がヘッジ対象と同順位または劣後する場合に限り、相殺が可能。
- ✓ ただし、クレジット・デリバティブのうちCDSを用いたヘッジに関しては、ヘッジ対象のリスク削減額は想定元本相当額を用い、CDSの提供者へのリスク移転額は、



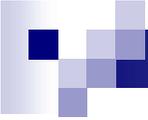
- ヘッジ対象のエクスポージャーの原債務者とCDSの提供者が金融機関同士の場合(=Wrong Way Riskが想定される場合)は、想定元本相当額を使用。
- そうでない場合は、トレーディング勘定のカウンターパーティ信用リスクの枠組みに従い、SA-CCRを用いて市場リスク相当額を認識。

(注) 金融機関の定義はルールテキストのpara57(i)(ii)を参照。

特定のエクスポージャーの取扱い(1/6)

- ソブリン(国債等)へのエクスポージャーと銀行グループ内エクスポージャーは、本文書の対象外。
 - ✓ ソブリンの範囲は、自己資本比率規制と同様。
 - ✓ ソブリンが発行する金融資産によって担保された額、ソブリンによって保証された額については、CRMの定めに従い、ソブリン向け与信(規制適用除外)と看做される。
 - ✓ ソブリンによる受信者合算は考慮しない。

- インターバンク・エクスポージャー
 - ✓ 支払・決済を阻害しない観点から、日中エクスポージャーは適用除外。
 - ✓ ストレス時において、インターバンク市場の安定性を確保する観点から、当局による規制水準超過の事後承認は可。
 - ✓ 金融政策に関連するインターバンク・エクスポージャーに関しては、観察期間を設け、2016年に上限を設けることの是非や水準について再検討。



特定のエクスポージャーの取扱い(2/6)

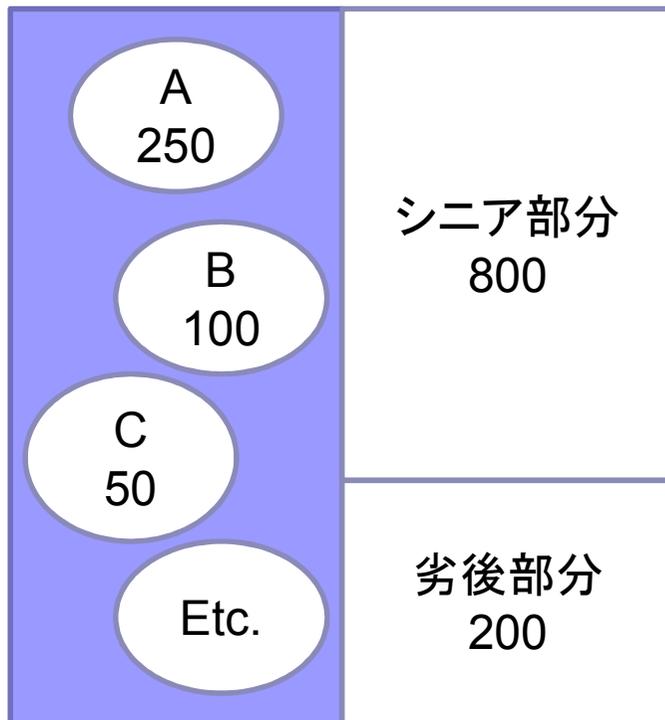
○ ファンドや証券化商品等へのエクスポージャー

- ✓ ファンドや証券化商品等向けエクスポージャーを検討する際には、どの裏付資産向け投資額も適格資本(Tier1)の0.25%を超えない場合には、銀行はストラクチャー(ファンドや証券化ビークル)自体への投資として扱うことができる(=ルックスルーは不要)。
- ✓ 上記投資額が適格資本(Tier1)の0.25%を超える場合には、その裏付資産向け投資についてルックスルーを行い、どの裏付資産(どの債務者)に対して幾らのエクスポージャーを有するのかを判別しなければならず、判明した債務者に対する他の与信と合算して、規制上限以内に収められなければならない(=部分的なルックスルーも可)。
- ✓ ルックスルーを行った結果、銀行が有するエクスポージャーが誰に対する与信となっているか判然としない場合には、同投資額は「不明先(unknown)」として扱われる。「unknown」とされたエクスポージャーは、他の「unknown」と合算して1先カウントされ、規制上限以内に収められなければならない。

特定のエクスポージャーの取扱い(3/6)

○ ファンドや証券化商品等へのエクスポージャー(続き)

- ✓ ストラクチャーが保有するそれぞれの裏付け資産へのエクスポージャー額は、基本的に、ストラクチャーに対する比例計算で算出される。
- ✓ 他方、優先劣後構造を持つ商品に関しては、トランシェに対する比例計算で算出される(ただし、トランシェへの投資額が上限となる)。



例: 資産プールが1,000のシニア部分(800)に400、劣後部分(200)に100投資した場合の、裏付資産へのエクスポージャー額

<シニア部分>

$$\text{裏付資産A: } 400/800 * 250 = 125$$

$$\text{裏付資産B: } 400/800 * 100 = 50$$

$$\text{裏付資産C: } 400/800 * 50 = 25$$

<劣後部分>

$$\text{裏付資産A: } 100/200 * 250 = \cancel{125} \Rightarrow 100$$

$$\text{裏付資産B: } 100/200 * 100 = 50$$

$$\text{裏付資産C: } 100/200 * 50 = 25$$



特定のエクスポージャーの取扱い(4/6)

- ファンドや証券化商品等へのエクスポージャー(続き)
 - ✓ 複数のストラクチャーに投資している場合、ストラクチャーに関係する第三者(例えば、オリジネーターやファンドマネージャー、流動性供給者や保証・CDS等の提供者など)が共通のリスク・ファクターとなるか否かを考慮しなければならない。
 - ✓ 例えば、それらの投資枠組みに1人のファンド・マネージャーや流動性供給者が参加、重要な役割を担っている場合は、共通のリスク・ファクターがあると認識すべき可能性がある。銀行が「共通のリスク・ファクターを認識すべき」と判断した際には、その投資額を合算し、当該リスク・ファクターと看做された債務者向け与信額としてカウントする。

特定のエクスポージャーの取扱い(5/6)

○ カバードボンドへのエクスポージャー

- ✓ カバードボンドの定義は、流動性規制の定義を援用。
- ✓ カバープールが以下の一定の条件を満たす場合は、名目元本の20%相当額をエクスポージャーとして認識することができる(条件を満たさない場合は、名目元本全額をエクスポージャーとして認識しなければならない)。
 - ✓ カバープールが、以下の資産のみによって構成されていること。
 - ① ソブリンやPSE、MDBsによって発行・保証されている債権
 - ② 標準的手法で35%以下のRWの適用を受け、且つLTVが80%以下である居住用不動産を担保とする債権
 - ③ 標準的手法で100%以下のRWの適用を受け、且つLTVが60%以下である商業用不動産を担保とする債権
 - (注)②と③のLTV要件に関しては、カバードボンドが償還されるまでの間、バーゼルⅡパラ509の運用基準(頻繁な再評価等)が満たされなければならない。
- ✓ 超過担保水準(カバードボンドの名目元本に対するカバープールの水準)が110%以上であること。



特定のエクスポージャーの取扱い(6/6)

○ 中央清算機関へのエクスポージャー

- ✓ 適格中央清算機関向けエクスポージャーで清算サービスに直接関連するもの(トレード・エクスポージャー、デフォルト・ファンド、イニシャル・マージン、資本)に関しては、観察期間を設け、2016年に上限を設けることの是非や水準について再検討。
- ✓ 適格中央清算機関で清算サービスに直接関連しないエクスポージャー及び非適格中央清算機関へのエクスポージャーは、一般的な規制に服する。